

## インターネット定期預金規定

平素は、私ども清水銀行をお引き立てにあずかりまして、まことにありがとうございます。

お預け入れいただきましたご預金は、本規定で定めた条項によるほか、「しみず定期預金規定集」の共通規定、自動継続自由金利型定期預金（M型）規定〔単利型〕〔複利型〕に基づきお取扱いさせていただきます。



清水銀行

平成 28 年 4 月 5 日 制定

## インターネット定期預金規定

### 1. (預入対象者)

清水みなとインターネット支店にて取引されている個人の方。

### 2. (預け入れ)

- (1) この預金は、当行ホームページに掲載したインターネット定期の新規受入期間毎に定める金額の範囲および預入期間での預け入れとします。
- (2) この預金は、自動継続自由金利型定期預金（M型）での預け入れとします。
- (3) この預金は、しみずダイレクトバンキングサービスでの申し込みによる清水みなとインターネット支店へのお預け入れとします。

### 3. (約定利率)

この預金の利率は、当行ホームページに掲載したインターネット定期の預入期間に応じた利率を初回の満期日まで適用します。

### 4. (中間利息)

この預金の利息の中間払いを行う場合は、税引後利息をしみずダイレクトバンキングサービス契約時に指定された決済口座に入金します

### 5. (満期処理)

- (1) この預金を自動継続する場合には、前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の自動継続後の利率は、当行ホームページに掲載した継続日における自由金利型定期預金（M型）スーパー定期の預入期間に応じた利率とします。
- (3) この預金を「元金継続」にて自動継続する場合の税引後利息、「自動解約」する場合の定期預金元金及び税引後利息はしみずダイレクトバンキングサービス契約時に指定された決済口座に入金します。

### 6. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記（1）の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上